

論点 1

<近年の法改正> 輸入申告書の記載事項

- ・輸入申告書の記載事項には、2025 年 10 月 12 日施行済のものが追加された。
- ・2025 年度の本試験では、輸出申告書の記載事項が語群選択式で出題された。
- ・輸出申告書の記載事項と併せて、チェックしておこう。

	輸出申告書 (関税法施行令第 58 条)	輸入申告書 (関税法施行令第 59 条第 1 項)
貨物の内容	記号・番号・品名・数量(※1)・価格(※2)	
	※1 数量：財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による貨物の正味の数量	
	※2 価格：通常は FOB 価格 常に日本円(邦貨)で申告 無償で輸出される貨物については有償で輸出される場合の価格	※2 価格：通常は CIF 価格 無償で輸入される貨物については有償で輸入される場合の価格
貨物の行先・出先	仕向地	原産地・積出地
住所又は居所 氏名又は名称	仕向人	仕出人 貨物を輸入しようとする者
船機の名称・登録番号	貨物を積み込もうとする 船舶・航空機	貨物を積んでいた 船舶・航空機
蔵置場所等の 名称・所在地	輸出の許可を受けるために 貨物を入れる 保税地域・他所蔵置許可場所	貨物の蔵置場所
その他	その他参考となるべき事項	
3つの追加記載事項 ※2025 年 10 月 12 日 施行済		輸入許可後等の 貨物運送先の所在地等
		通信販売での購入貨物該当可否
		該当の場合は プラットフォーム名称等



◆輸入申告書の記載事項（3つの追加記載事項）追加の背景

・通信販売貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されている。
FS（フルフィルメントサービス※）利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をぼ脱するという脱税事案が顕在化している現状を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度を見直した。

◆追加事項についてはチェック問題として掲載する。問題演習を通して知識の定着を図ろう。

※＜参考＞FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは

EC プラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配達完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

FS 利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入される。

▼チェック問題

輸入申告書の記載事項（関税法施行令第 59 条第 1 項）に規定する、次の記述の空欄を埋めなさい。※空欄以外で要チェックのワードは青文字とした。

運送契約において輸入の許可、又は輸入の許可前における貨物の引取承認がされた後に（ イ ）が定められている場合（その場所が 2 以上ある場合には最後に（ イ ）とし、貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なる場合に限る）には、以下の事項を記載する。

- ・その場所の（ ロ ）
- ・その場所の（ ハ ）、又はその場所において貨物の引渡しを受ける者の（ ニ ）
- ・貨物が（ ホ ）により購入された後、貨物の販売者、又はその（ ヘ ）により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当（※ 1）するか否かの別。

（※ 1）貨物が上記に該当する場合には、その（ ホ ）において利用された（ ト ）の名称もしくは名称に代わるものとして、貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称、又は（ ト ）を提供する者もしくは貨物の販売者の（ ニ ）。

- ・その他参考となるべき事項

▼解 答

イ：運送される場所 ロ：所在地 ハ：名称 ニ：氏名もしくは名称
ホ：通信販売 ヘ：委託を受けた仕出人 ト：プラットフォーム